

20文情運審第1号  
平成20年5月16日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山 忠明

### 答 申 書

平成20年5月16日付20文企広第81号による平成20年度諮問第1号について、下記のとおり答申します。

### 記

文京区個人情報の保護に関する条例第14条は、区が保有する個人情報について登録した保有個人情報に係る業務の目的の範囲を超えて利用することを、一定の要件を満たす場合を除き制限している。これは、むやみな個人情報の使いまわしなどを制限することにより、個人情報の利用における本人同意の原則を確認し透明性を確保する趣旨であると考えられる。

ところで、同条は第2項3号で、区民の福祉の向上を図るため、法令に基づく適正な業務執行として行う場合は目的外利用を認めており、上記個人情報の利用制限においても一定の要件のもとで区民福祉の向上に配慮すべきこととされているところである。

本件目的外利用については、利用目的が明確であり、目的外利用した結果が本人に直接通知されることから、利用状況の透明性は確保されているといえることができる。また、シルバーパスの対象者は70歳以上の高齢者であることから、申請手続きの簡便性など、申請者の負担を軽減することが制度目的を達するための前提として要請されていると考えられる。したがって、税制改正に伴う経過措置という例外的な状況のもとで非課税証明を取得することが困難な場合に、これに代わるものとして介護保険業務に係る個人情報を利用し申請者の利便性の向上を図ることは、区民の福祉向上の観点から相当であると考えられる。

以上により、本件諮問に係る目的外利用は妥当であると判断する。

なお本件目的外利用においては利用結果が本人に直接通知されることから、目的外利用をしたことについて同条第3項本文に規定する本人通知は必要ないものと認める。